

稲沢市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

	サービス種別	質 問	回 答
1	訪問・通所	みなし事業所であれば、平成30年3月31日までそのまま現行どおり事業を継続すればよいのか。	平成27年3月31日時点で介護予防訪問（通所）介護事業の指定を受けている事業所は、総合事業の現行相当サービスである介護予防訪問（通所）サービスのみなし指定（有効期限は平成30年3月31日）を受けており、指定申請をしなくても有効期限までは介護予防訪問（通所）サービスを提供できます。 なお、平成30年4月1日以降のサービスの提供については、改めて事業所の指定を受ける必要があります。
2	訪問・通所	みなし指定を受けていない事業所が、現在のサービスを続けるために、4月までにやらなければならないことは何か。	介護予防訪問（通所）サービスを提供しようとするみなし指定を受けていない事業所は、4月までに介護予防訪問（通所）サービスの事業所指定を受ける必要があります。 また、基準緩和型訪問（通所）サービスを提供するすべての事業所は、基準緩和型訪問（通所）サービスの指定を受ける必要があります。
3	訪問・通所	新規の人で緩和した基準のサービスを利用する場合、総合事業の事業所としての申請が必要になるか。	基準緩和型訪問（通所）サービスを開始するには事業所の指定を受ける必要があります。

4	全般	基本チェックリストによる判定が導入されても要支援1・2はなくなるわけではないのか。	介護予防・生活支援サービス事業の対象者は要支援者と基本チェックリストにより事業対象者に該当した者です。訪問看護や福祉用具等の介護保険の予防給付は存続するので、要支援認定はなりません。
5	全般	新規に要支援認定を受けたり、新たに事業対象者となった人でも、現行相当のサービスを受けることができるのか。	利用するサービスについては、介護予防ケアマネジメントにより利用者の自立支援に向けたケアプランを作成し、利用者の状態等により適切なサービスの利用につなげます。
6	全般	基本チェックリストでサービスが使えるということは、今まで以上にサービス利用者が増えてくるのではないか。	事業対象者がサービスを利用するには、介護予防ケアマネジメントを経ることが必要であり、そのプロセスで利用者の状態は再確認され、そのうえで適切なサービスが利用されると考えています。
7	全般	要支援2の利用者がいるが、4月1日以降は自動的に緩和した基準に移るのか。	<p>稲沢市では、総合事業のサービス類型としては、介護予防訪問（通所）サービスと基準緩和型訪問（通所）サービスを設定します。</p> <p>現在、要支援で介護予防訪問（通所）介護の利用者は、4月以降認定有効期限が到来した方から順次総合事業に移行していきます（希望すれば認定有効期限到来前でも総合事業への移行は可能）。</p> <p>移行の際の介護予防ケアマネジメントにより、利用するサービスを決定します。</p>

8	全般	順次要支援の人は総合事業に移っていくということだが、契約は4月までに行わなければならないのか。総合事業に移行していく段階で契約をすればよいのか。	総合事業の利用に移行する前に契約すればよいと考えます。
9	訪問・通所	予防給付から総合事業の現行相当のサービスに移行した場合、請求はどうか。	予防給付から介護予防訪問（通所）サービスに移行すると、請求内容が予防給付から総合事業に変わり、連合会への請求コード等は総合事業のものを使用します。
10	訪問	訪問型の現行相当のサービスには、身体介護と生活援助の提供サービスがある。入浴介助が必要と認められた場合は、4月以降になっても要支援で見てもらえるか。	介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、要支援者と事業対象者であり、利用するサービスは介護予防ケアマネジメントで決めることになるため、事業対象者の状態により介護予防訪問サービスの利用は可能です。なお、介護予防・生活支援サービス事業の対象者を要支援者のほかに基本チェックリストにより事業対象者に該当した者とするのは、迅速なサービス利用を簡便にするためですが、要支援認定の申請を拒否するものではありません。
11	訪問	基準緩和型訪問サービスの訪問介護員の必要な資格として、「介護福祉士、初任者研修等修了者 等」と記載があるが、今後新たな担い手が必要であると思われる。例えば名古屋市は「名古屋市高齢者日常生活支援研修」修了者も従事可能であるが、稲沢市の場合、新たな担い手の養成についてどのように考えるか。	基準緩和型訪問サービスの訪問介護員の資格については、サービスの普及状況もふまえて今後も検討していきますが、一定の水準の研修等を修了した方がみえれば市に相談してください。 基準緩和型訪問サービスの訪問介護員の養成についても、あわせて検討していきます。

1 2	訪問	<p>訪問型サービスでの生活援助の内容に関して、介護予防訪問サービスでも基準緩和型訪問サービスでも同様と考えてよいか。</p> <p>現行の介護予防訪問介護では利用できなかった生活援助の内容が、総合事業に移行して稲沢市の独自サービスとして利用できることがあるか。</p>	<p>介護予防訪問サービス、基準緩和型訪問サービス共に生活援助の内容としては、厚生労働省通知平成12年3月17日老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」2-0から2-6に定めるものを想定しており、変わりません。</p> <p>また、総合事業の趣旨から介護保険の介護予防訪問介護からサービスを拡大することは考えていません。</p>
1 3	通所	<p>通所型サービスの、利用定員と人員基準について確認したい。現行相当のサービスに緩和した基準のサービスを加えて一体的に行う場合、食堂・機能訓練室の面積を、これ以上増やすことができなければ、4月1日以降緩和した基準サービスに、別枠としてこの利用者定員を設けて、もともとの定員を減らすことをしなければいけないのか。</p> <p>利用の定員が変わるたびに定員の変更を出すことになるのか。</p>	<p>食堂・機能訓練室の合計した面積については、通所介護、介護予防通所サービスと基準緩和型通所サービスを一体的に行う場合、それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前提にサービス提供する必要があるため、食堂・機能訓練室の合計した面積については通所介護、介護予防通所サービスの利用定員×3㎡と基準緩和型サービスの利用定員×3±0.5㎡の合計以上を確保する必要があります。</p> <p>通所介護と介護予防通所サービス、基準緩和型通所サービスを一体的に扱う事業所の定員については、通所介護と介護予防通所サービスで対象者の合算で利用定員を定め、これとは別に、基準緩和型サービスの利用定員を定めることとなりますので、面積の基準を満たすようそれぞれの利用定員を定めてください。</p> <p>定員を変更する場合は届出が必要です。</p>

1 4	通所	現行相当と緩和した基準のサービスを一体的に行う場合、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員が同時間帯の同一施設での勤務で兼務は可能か。	通所介護、介護予防通所サービス、基準緩和型通所サービスを一体的に行う場合は、兼務は可能です。
1 5	通所	通所型サービスの単価で、週1回程度と週2回程度の通所の単価で分かれている。具体的に週1回程度というのは、1週目は2回、その後は1回ずつ来た場合はどちらの請求となるのか。ケアプランの中で週2回なら週1回で来ても週2回の請求でよいか。	ケアプランで週2回程度の利用とし、本人の都合により提供回数に変更になった場合は週2回程度の区分で請求できます。 ただし、利用者の状況等に変化がある場合には、翌月以降のケアプランの変更を検討してください。
1 6	通所	通所型サービスの単価で、週1回程度の通所の区分に、要支援2は独自に設定とあります。これは要支援2の方が週1回程度だと、1,647単位/月しかとれないということか。	通所型サービスの利用回数は、ケアプランの中で本人の状態に適した回数が位置付けられ、それに基づきサービスが提供されます。ケアプランで週1回程度の利用であれば、報酬も週1回程度の区分が適用されます。
1 7	全般	事業対象者は、一律1年間の有効期間を設定するとあり、被保険者証には基本チェックリストの実施日が掲載されるということだが、1年間の有効期間はどこからか。	事業対象者の有効期間は基本チェックリスト実施日から1年間としますが、実施日が月の初日でない場合は有効期間の満了日は、翌月の初日から起算するものとします。 ただし、平成29年3月31日以前に基本チェックリストを実施した場合は平成29年4月1日から1年間とします。 また、更新の場合は、有効期間の満了日の翌日から1年間とします。